5　列車運行業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都墨田区押上１－１－13　(265.00) (2)　東京都足立区西竹の塚１－１－９　(71.50)	北緯35度42分37秒東経139度48分38秒の地点と北緯35度47分25秒東経139度47分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　埼玉県春日部市梅田本町１－13－１　(38.00) (2)　埼玉県南埼玉郡宮代町百間２－３－24　(79.00)	北緯36度00分13秒東経139度44分15秒の地点と北緯36度01分33秒東経139度43分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　埼玉県南埼玉郡宮代町百間２－３－24　(79.00) (2)　埼玉県加須市向古河字天ノ宮345－２　(84.50)	北緯36度01分33秒東経139度43分33秒の地点と北緯36度09分00秒東経139度41分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　埼玉県加須市向古河字天ノ宮345－２　(84.50) (2)　栃木県栃木市平柳町１－８－14　(115.00)	北緯36度14分30秒東経139度42分10秒の地点と北緯36度23分21秒東経139度44分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第六百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十二年郵政省告示第三百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和四十三年郵政省告示第六百八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十八年一月七日

総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十一年郵政省告示第六百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除

二　昭和六十三年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第二項の表一一の項中「同右」を「列車運行業務用」に改める。

三　平成二年郵政省告示第百九十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項から一三の項までを削る。

四　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三九の項から四九の項までを削る。

五　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

第二項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

第二項の表二三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二三の項及び二四の項を次のように改める。

二三	削除
二四	削除

第二項の表二五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

六　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

七　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三八の項を次のように改める。

三八	削除

八　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四二の項を次のように改める。

四二	削除

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

九　平成十二年郵政省告示第四百五十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項から二五の項までを削る。

十　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四九の項を次のように改める。

四九	削除